

島根県貸切バス旅行商品造成支援事業補助金の概要

1. 要件等

島根県内の周遊観光を目的とした貸切バス旅行の補助要件については下表のとおり。

項目	内容	
交付要件	県内宿泊あり	県内宿泊なし
	①島根県内で1泊以上 ⇒「宿泊証明書」提出 ②県内観光施設等(※注3)に 3カ所以上に立ち寄り ⇒「立寄証明書」提出	県内観光施設等(※注3)に 3カ所以上に立ち寄り ⇒「立寄証明書」提出
補助金額	30,000円/バス1台あたり ※泊数を乗じる	15,000円/バス1台あたり
旅行形態(※注1)	受注型企画旅行、募集型企画旅行	
催行期間	2020年6月11日～2020年11月30日(帰着日) ※12月以降は別途催行期間、受付期間を設定	
受付期間	2020年6月1日～2020年11月20日(消印有効) ※催行の10日前までに申請書(原本)を提出すること	
出発地	島根県外の地域を出発地とする貸切バスツアー ※島根県まで鉄道、航空機等を利用し、その後県内を貸切バスで周遊するツアーを含む	
旅行人数(※注2)	9名以上	
補助上限	上限無し	
旅行業登録	必要(旅行業法第3条の規定に基づく登録)	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県、公社島根県観光連盟等及び石見観光振興協議会等が実施する他の補助金を受けていないこと ・「ご縁も、美肌も、しまねから。」の掲示物をバス車両、配布物に掲出すること 	

※注1 受注型企画旅行には組織内募集型の企画旅行を含む。ただし、次に掲げる旅行は対象外。

- ① 学校行事として実施する旅行
- ② 会議や研修を目的とした旅行
- ③ 宗教活動、政治活動を目的とした旅行

※注2 乗務員及び添乗員は含まない。(実績ベース)

※注3 観光施設等の取り扱いについては2. 観光施設等のとおり

2. 観光施設等

- (1) 「観光施設等」とは、入場又は乗車(乗船)等をして、観覧、おみやげの購入、飲食、サービスの受給等ができる施設をいう。(有料、無料を問わない)
- (2) ガイドや体験ツアーなどについては1か所として数えることができる。
- (3) 観光地(出雲大社～神門通り、松江城山公園、石見銀山など)において、特定の観光施設等を利用せず自由行動とする場合で、以下の要件を満たすときは、立寄証明がなくても1か所として数えることができる。(交付要綱第4条第1項第3号関係)

- ① 自由行動エリアに利用が想定される観光施設が複数あること。
- ② 旅行契約、旅行商品の行程表等で確認できること。
- (4) 単なるトイレ休憩等(概ね15分未満)を目的とした立寄り施設は施設数として数えることはできない。
- (5) 原則、乗客全員が施設を利用する場合を対象とし、希望者のみが施設(体験・食事等)を利用するものは含まない。
- (6) 1つの観光施設((3)の観光地を含む)で目的や形態の異なる利用をしても重複して数えることはできない。

3. 補助金申請等

申請先	島根県商工労働部観光振興課誘客促進グループ 住所：松江市殿町1番地 TEL：0852-22-6913
受付期間	2020年6月1日(月)～2020年11月20日(金) 消印有効
申請手続	<ul style="list-style-type: none"> ・催行の10日前までに補助金申請をすること ・旅行の帰着日から14日以内の実績報告をすること ・補助金の確定後、精算払いとする
申請書類	しまね観光ナビ：「旅行業者の皆様へ」をご覧ください。 http://www.kankou-shimane.com/travel/

[宿泊地域区分図]

